

一般競争入札公告（事後審査型）

（仮称）ゴッチャウエルネス駒ヶ根建築工事について、次の通り事後審査型一般競争入札を行うので、公告します。

令和 2 年 11 月 6 日

公益社団法人青年海外協力協会 代表理事 雄谷良成

1 入札対象工事

- (1) 工事名称 （仮称）ゴッチャウエルネス駒ヶ根 建築工事
- (2) 工事場所 長野県駒ヶ根市中央 106-2、107、108、109、110
- (3) 工事期間 契約の日から令和 3 年 3 月 20 日まで
- (4) 工事内容 工事種別：新築工事
工事範囲：新築工事に伴う建築・電気設備・機械設備・屋外付帯
- (5) 建物概要 構造規模：鉄骨造 2 階建
建物用途：障害福祉サービス事業所（就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
敷地面積：402.84 m²
延床面積：467.38 m²

2 入札参加者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしている者であって、駒ヶ根市へ一般競争入札参加申請書（様式第 1 号 以下「入札参加申請書」という）を提出している者とする。

- (1) 駒ヶ根市に本社を有する者であること。
- (2) 工事種別と区分（資格総合点数）が、「建築様式」A（1000 点以上）の者であること。
- (3) 対象業種における、特定又は一般建設業の許可を有する者であること。
- (4) 対象業種の有効な経営事項審査を受審している者であること。
- (5) 本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者であること。
- (6) 駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項（平成 28 年 4 月 1 日）第 4 条に規定する参加資格要件を満たしていること。

3 入札参加申請の手続き

本工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を下記により提出すること。

- (1) 提出期間 令和2年11月6日(金)から令和2年11月13日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
- (2) 提出時間 午前10時00分から午後5時00分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送による(郵送の場合、提出期日の午後5時00分必着とする。
午後5時00分を過ぎた者は理由の如何を問わず受け付けないこととする。)
- (4) 提出先 公益社団法人青年海外協力協会 開発事業部
- (5) その他
 - ①期限までに入札参加申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。
 - ②入札参加申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。

4 設計図書

- (1) 設計図書は次の通り閲覧に供する

ア 閲覧日時	令和2年11月6日(金)から令和2年11月20日(金)まで (土曜日、日曜日、祝祭日を除く) 午前10時00分から午後5時00分まで
イ 掲載場所	公益社団法人青年海外協力協会 開発事業部(駒ヶ根市中央16番7号 電話 0265(98)0102)にて縦覧する他、設計図書の貸し出しも受け付ける

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を提出すること

ア 受付日時	令和2年11月9日(月)から令和2年11月13日(金)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前10時00分から午後5時00分まで)
イ 提出先	公益社団法人青年海外協力協会 開発事業部
ウ 提出方法	書面により質問書を提出。(質問書の参考書式は当協会ホームページに掲載のものをダウンロード)持参又はメール添付とする。

- (3) (2)の質問に対する回答書は、次の通り閲覧に供する

ア 閲覧日時	令和2年11月16日(月)から令和2年11月20日(金)まで(随時)
イ 閲覧場所	質問及び回答は、当協会ホームページに掲載(質問者名は非公開)

5 入札

(1) 入札日時	令和2年11月24日(火)午前10時00分
(2) 入札場所	市民交流活性化センター「アルパ」大会議室(3階)

6 開札

(1) 開札日時	令和2年11月24日(火) 午前10時30分
(2) 開札場所	5(2)に同じ

7 資格要件確認書類の提出

落札候補者は下記により資格要件確認書類を提出すること

ア 提出期間	落札候補者となった日から2日以内(閉庁日は除く)
イ 提出書類	駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施事項(平成28年4月1日)第13条1号から7号に規定する書類
ウ 提出方法	持参
エ 提出場所	公益社団法人青年海外協力協会 開発事業部

8 入札事項

(1)入札方法は以下の通りとする。

- ①入札開始後に入札会場に到着した者は入札に参加できない。
- ②郵便等による入札は認めません。
- ③代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- ④入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ⑤入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

(2)最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度の設定

最低制限価格制度

(3)予定価格

事後開示

(4)入札保証金

入札保証金免除

9 入札の無効

- (1)入札参加資格のない者がした入札
- (2)同一人がした2以上の入札
- (3)入札者が協定をしていた入札
- (4)入札書の金額、その他事項が明らかでない入札書
- (5)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

10 落札者の決定等

- (1) 落札者は予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低価格の者とする。
- (2) (1)によって落札しないときは、再度入札を実施する（再度入札は3回）。再度入札に参加できる者は初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は再度入札に参加できない。
 - ① 無効入札をした者
 - ② 最低制限価格未満の入札をした者
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、不落随意契約を行うことがある。随意契約の相手方となることができる者は再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は随意契約の相手方となることはできない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が予定価格以下で最低制限価格以上の場合、該当見積りをした者を契約の相手方とすること。

11 契約の締結

- (1)本工事については、落札決定後7日以内（休日含む）に契約を締結するものとする。
- (2)契約保証金 免除

12 支払い条件

- (1) 契約時 契約金額の20%
- (2) 中間時 0%
- (3) 完成時 竣工引き渡し後に残金を支払う

13 諸手続き及び工事補償

契約後の工事に関する一切の手続き、諸公官庁に対する届出は、請負業者において行うものとする。それに要する費用は請負業者の負担とする。道路補修、隣家補償、騒音、その他施工上の諸問題はすべて請負者の責任において処理すること。

14 異議の申し立て

- (1)入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2)入札の執行は、当会の都合により、又入札を後世に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできません。

15 その他の事項

入札参加者は「駒ケ根市事後審査型一般競争入札実施要項」「最低制限価格制度実施要領」「駒ケ根市建設工事等競争入札心得」を熟読のうえ、ご参加ください。

【問い合わせ先】

公益社団法人青年海外協力協会 長野県駒ケ根市中央 16 番 7 号

開発事業部 増田・込谷（こみや）

<電話>0265-98-0328 <FAX>0265-98-0838（代表）

<mail>masuda.manabu@joca.or.jp